別　　紙

貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
公　　示 公示第５８号 貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号。以下「法」という。）第３３条（法第３５条第６項及び第３６条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のとおり定めたので公示する。 なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成１６年７月９日付け北信交監第１２５号、北信技整第１４６号。以下「平成１６年通達」という。）は、廃止する。 平成２１年９月３０日 北陸信越運輸局長　　後　藤　靖　子 １～４　（略） ５　事業停止処分 （１）次の①から⑧までのいずれかに該当する場合（６（１）④に該当する場合を除く。）において、違反営業所等に対して、該当する各号ごとに３０日間の事業停止処分を行うものとする。ただし、⑤に該当したことに伴って②に該当する場合の事業の停止期間（以下「事業停止期間」という。）は、合わせて３０日間とする。 　また、許可の取消処分を行う場合は、事業停止処分は、行わないものとする（以下同じ。）。	公　　示 公示第５８号 貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について 貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号。以下「法」という。）第３３条（法第３５条第６項及び第３６条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のとおり定めたので公示する。 なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成１６年７月９日付け北信交監第１２５号、北信技整第１４６号。以下「平成１６年通達」という。）は、廃止する。 平成２１年９月３０日 北陸信越運輸局長　　後　藤　靖　子 １～４　（略） ５　事業停止処分 （１）次の①から⑧までのいずれかに該当する場合（６（１）④に該当する場合を除く。）において、違反営業所等に対して、該当する各号ごとに３０日間の事業停止処分を行うものとする。ただし、⑤に該当したことに伴って②に該当する場合の事業の停止期間（以下「事業停止期間」という。）は、合わせて３０日間とする。 　また、許可の取消処分を行う場合は、事業停止処分は、行わないものとする（以下同じ。）。

①　（略）
②　法第１７条第４項に基づく安全規則第７条第１項から第３項までの規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合
③　法第１７条第４項に基づく安全規則第１３条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号。以下「車両法」という。）第４８条第１項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合
④　法第１７条第４項に基づく安全規則第１３条の規定に違反して、車両法第５０条第１項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合
⑤～⑧　（略）
（２）～（13）　（略）

６～８　（略）

附則
１　この公示は、平成２１年１０月１日から施行する。
２　５(７)、(９)及び(12)の規定は、この公示の施行後に違反行為があったものについて適用し、この公示の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成１６年通達の規定により行政処分等を行うものとする。

附則　（平成２１年１１月２０日付け公示第９４号で一部改正）
この公示は、平成２１年１２月１日から施行する。

附則（平成２３年１月４日付け公示第７０号で一部改正）
この公示は、平成２３年４月１日から施行する。

附則　（平成２４年４月９日付け公示第４号で一部改正）
この公示は、平成２４年４月１６日から施行する。

附則（平成２５年９月２０日付け公示第４４号で一部改正）
１　この公示は、平成２５年１１月１日から施行する。
２　この公示の施行の日前に確認した違反行為であって、この公示の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この公示の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。
３　５（１）の規定は、平成２６年１月１日以降に違反行為があったものについて適用し、平成２５年１１月１日から同年１２月３１日までの間にお

①　（略）
②　法第１７条第３項に基づく安全規則第７条第１項から第３項までの規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合
③　法第１７条第３項に基づく安全規則第１３条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号。以下「車両法」という。）第４８条第１項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合
④　法第１７条第３項に基づく安全規則第１３条の規定に違反して、車両法第５０条第１項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合
⑤～⑧　（略）
（２）～（13）　（略）

６～８　（略）

附則
１　この公示は、平成２１年１０月１日から施行する。
２　５(７)、(９)及び(12)の規定は、この公示の施行後に違反行為があったものについて適用し、この公示の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成１６年通達の規定により行政処分等を行うものとする。

附則　（平成２１年１１月２０日付け公示第９４号で一部改正）
この公示は、平成２１年１２月１日から施行する。

附則（平成２３年１月４日付け公示第７０号で一部改正）
この公示は、平成２３年４月１日から施行する。

附則　（平成２４年４月９日付け公示第４号で一部改正）
この公示は、平成２４年４月１６日から施行する。

附則（平成２５年９月２０日付け公示第４４号で一部改正）
１　この公示は、平成２５年１１月１日から施行する。
２　この公示の施行の日前に確認した違反行為であって、この公示の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この公示の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。
３　５（１）の規定は、平成２６年１月１日以降に違反行為があったものについて適用し、平成２５年１１月１日から同年１２月３１日までの間にお

ける違反行為については、改正前の「貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成２１年９月３０日付け北信交貨第２７３号、北信交監第１３８号、北信技保第８６号）の別表に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。 附　則（平成２９年１月１６日付け公示第７７号で一部改正） この通達は、平成２９年１月１６日から施行する。	ける違反行為については、改正前の「貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成２１年９月３０日付け北信交貨第２７３号、北信交監第１３８号、北信技保第８６号）の別表に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。